

教員の資質能力特別部会 WG への意見と提言

特別部会・部会長代理 安彦忠彦

はじめに：これまでの WG の議論が、主に教員養成大学・学部を念頭に置いたもので、小学校教員の約 40%、中学校・高校教員の約 70%の教員を養成している一般大学・私学の状況を踏まえた議論が少ないように思いますので、ここに、その方向で考えた場合の一つとして、学部で「開放制」、大学院で「目的制」、を念頭に置いた場合の意見と提言を行い、議論にバランスを取って頂きたいと思っております。

0 まず「専門職基準」を大まかにでも確定し、それを学部修了レベルではなく、「大学院修士レベル」とすることを明示して、その「専門職」としての「教職」の場合がどういふ条件を必要とするのかを、暫定的にでも提示する必要がある。

1 用語の問題：目指すべき教員の資質と能力を明確に区別して定義し、その中身を示す。

(1) 資質：人間性＝明朗性・積極性・内省性・社会性等 (養成時・採用時に識別)

(2) 能力：一般教養＝人間理解・多面的思考・自己相対化・自由で広い視野と知識

専門教養＝教科の専門的知識の理解と探究能力 (以上、主に学部レベル)

教職教養＝①教職主要科目：教育学一般の広い理解＋人間(発達)の心理学的・社会的理解 (現在の学部のもの内容を強化する要あり)

②教科教育学(法)の深い理解：科学史などの学問の歴史とそれによる世界認識の変容の内容＋当該教科の指導方法・技術

③「教育実践事例演習」(仮称)の導入(中核的科目とする)

④教員としてのコミュニケーション能力(以上、大学院レベル)

2 「開放制」を前提にした免許制度

・学部：基礎免許状(仮免許レベル)→採用試験に受験 OK(仮採用とし、大学院修士1年で一般免許状を取得する)。給与も連動。この「採用直後型」は副次的。

(1) 一般教養＋専門教養(教科専門)＝学士課程全体による。

(2) 教職専門＝憲法等＋副次的実習(介護等実習など)→縮小した「教職課程」による。

→ 免許状を学校種別に区分する場合は、初等教員・中等教員に区分し、前者は現在の「教員養成学部」の単位構成に準じてよいが、あくまで基礎免許状取得に留まる。

また、義務教育・非義務教育の免許状区分には、義務教育が子どもの発達から見て長いので無理があること、発達的には初等・中等の区分が合っていること、現状からの移行が困難なことなどにより、反対する。

→ ただし、学部での基礎免許状取得は「多様な、幅広い人材の獲得」という趣旨から

認めるもので、期限付きで「一般免許状」を取得することが必須。一般的には、採用されれば大学院修士課程で1年、されなければ最低2年のカリキュラム履修を要す。

→ 学部の教職専門は「教職課程」によるが、オプション的イメージを変えるため、現在の自由履修をやめて、最低「面接+書類選考」を課して重みを持たせ、とくに教職への準備も含め「資質」と「能力」について識別する。

・大学院：一般免許状（正式免許レベル）→ 採用試験に受験 OK（正式採用）。このストレート・マスター型が主たる類型。社会人の入学の場合も同じ扱いとする。ただし、基礎免許状を持つ者と持たない者(社会人の場合も)とで履修内容を変える必要がある。学位は専門職学位とする。

(1) 教職教養：教職専門+教科教育学(法)+教育実習=1の(2)の①から④を、1～2年間全体で必修。基礎免許状を持つ者は、学部での教職専門に類するものを免除し、持たない者は学部での教職専門に類するものを必修として加える。

(2) 教科専門=1～2年で最低4単位必修。

→ 一般大学院・教職大学院ともに、このカリキュラムによる養成を原則とする。一般大学院の場合は、一定のコースないし課程として内部に設置する必要あり。

→ とくに「資質」については、入試及び採用時にも、面接等で識別する。

→ 免許状を学校種別に区分する場合は、初等教員・中等教員に区分し、前者は教員養成学部での単位に、1の(2)の②～④その他を上積みする。

→ 基礎免許状取得者で現職1年目の者は、「初任者研修」に当たるものを、勤務校と大学院との連携で行い、1年後には「一般免許状」取得により正式採用。給与も連動。中身は教委と大学との要求を妥協させる内容で満たし、本格的な教育実習に当たるものは、ストレート・マスターよりも軽減する。また、基礎免許状をもって大学院に入ってきた者は、学部での重複部分は免除する。

→ 基礎免許状なしのストレート・マスター型(社会人を含む)は本格的な長さ(期間でなく日数で)の教育実習を行う。実習に入るには全大学院共通の一定の厳しい要件を設定するとともに、1年目は授業開発・学級経営中心の内容とし、2年目は各自の専門的関心により内容選択をしても可。

→ 教職専門の中核に「教育実践事例研究演習」を置いて必修とし、現職は500～1000例、ストレート・マスターは2000例以上の実践事例を分析検討して、その専門職的力量の基礎とする。

→ 「教科教育学(法)」については、従前のままで新たに別のものを付加する方策(「教科内容学(構成研究)」等の新設)には反対で、内容と方法を総合した学(法)に変えて、講義のみでなく研究演習を加え、2年間の必修とする。

→ 「社会的尊敬」を得ることを第一と考えるならば、「キャリア・アップ型」は考えない。

→ 社会人の教員志望者は、「基礎免許状」なしでも「一般免許状」取得を可能とし、「基礎免許状」なしの「ストレート・マスター型」に準じた2年間の履修とする。

3 専門免許状（仮称）について

- ・大学院：専門免許状（10年目研修も代替）→ 管理職・専門職試験の受験の要件
 - （1）種別は、管理職・情報教育職・環境教育職・国際理解教育職・生徒指導職・各教科指導職等とするが、管理職以外は職階に無関係とし、役割・位置・権限は対等平等とする。
 - （2）大学院と教委との共同による研修とするが、免許状授与の権限は大学院側にあるものとする。これは、修士の学位に連動する「一般免許状」と同じ性格のものとして、客観的正当性を与えるためである。
- 「専門免許状(仮称)」取得のためのコースは、「養成」のコースとは別に設置することとし、勤務校と大学院との連携によることとする。
- 免許更新制は専門免許状制に代え、生涯学習的な研修によるものとする。

4 採用について

- ・大学院修士修了で「正式採用」とし、学部学士修了(縮小した教職課程履修)では「仮採用」とする。仮採用の場合は、一定の年限以内に「修士」の学位を取ることを義務付け、その場合は、学校に在職しながらの履修なので、現職と同じ「1年修了」で学位を取得できることとする。なお、学部で縮小した教職課程を履修していない者は採用試験を受験できない。
- ・学部学士の学位を持つが、教職課程を履修していない者及び社会人として働いていた者は、修士の学位を取るためには2年間の単位の取得を義務づける。
- ・教員免許状の「国家資格化」の方向は、地方教育委員会の権限を国が奪うことになるが、そうなった場合、採用試験は現在の地方教育委員会によらず、国が各学校にすることとし、国家資格を得た者は確実に採用を保障されるものとする。
- ・校長職の社会人採用は免許状の有無を問わないこととし、地方教育委員会の権限とする。
- ・現在では、常勤・非常勤ともに、県費等の種々の採用形態があるが、調整が必要である。

5 研修について

- ・研修は行政研修・校内研修・自己研修の三つの種類を認め、自己研修を比重的に重視する。ただし、すべて報告を義務づける。
- ・自己研修による専門免許状(仮称)の取得を可能とするが、その場合は、大学と教委とが連携して設けた大学院修士課程の授業での履修を含むものとする。
- ・研修時間を確保するために、勤務体制・勤務人員を充実強化する。

以上ですが、まだ詳細を詰め切れておりません。一つの私見として、具体的な検討の契機にして頂ければと存じます。

(2011年11月1日)